

仙北市受動喫煙防止対策ガイドライン

～ このガイドラインは、効果的に受動喫煙防止対策を推進するための市の指針です ～

1 策定の背景

仙北市では、昭和59年以降がんによる死亡率が高い水準で推移しており、市民の大きな健康課題となっています。特に喫煙（受動喫煙を含む）は、肺がんをはじめとする種々のがんの要因となっており、「第3期秋田県がん対策推進計画」はもとより「健康せんぼく21計画」において、たばこ対策をがん予防対策の主要施策の一つと位置づけています。

また、平成30年7月25日施行の健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）においても、「望まない受動喫煙の防止を図ること」を基本的な考え方として明記されています。

このようなことから、「たばこによる健康被害対策事業」として、禁煙・禁煙支援・受動喫煙対策の視点から対策を実施することとします。

2 受動喫煙による健康への影響

（1）受動喫煙とは

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は喫煙する本人のみならず、周囲のたばこを吸わない人にも健康被害を引き起こします。

（2）たばこの煙に含まれる有害物質

たばこの煙には約4,000種類の化学物質、約200種類の有害物質、60種類以上の発がん物質が含まれています。たばこの煙には、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」のほか、たばこの先端から立ち上がる「副流煙」とたばこを吸う人が吐く「呼出煙」があります。受動喫煙にあたる煙は「副流煙」と「呼出煙」で、ニコチン・タール・一酸化炭素など、多くの有害物質が含まれています。

（3）受動喫煙による健康への影響

①成人に起こりうる疾患

- ・肺がんのリスク（1.20倍～1.30倍）
- ・虚血性心疾患等のリスク（1.25倍～1.30倍）

②妊婦、乳幼児、児童に起こりうる疾患

- ・低出生体重児の出産や早産の発生率の上昇
- ・乳幼児突然死症候群、小児ぜんそく、気管支炎などの呼吸器疾患
- ・乳幼児、児童の中耳炎などの耳疾患

（参考：厚生労働省 e-ヘルスネット受動喫煙・他人の喫煙の影響）

3 ガイドラインの目的

市民の健康増進のため、事業者等の協力を得ながら、自主的・積極的に受動喫煙防止に取り組む施設等を増やすとともに、広く市民に対して受動喫煙防止に関する正しい知識を周知し、市全体で受動喫煙防止に取り組む機運を醸成することを目的とします。

4 受動喫煙防止措置の方法

(1) 禁煙措置の分類

①敷地内禁煙

建物内も含め、敷地の全体を禁煙とすることをいいます。敷地外での喫煙の増加が想定される場合は、喫煙者に対し、通勤途上や休憩時の喫煙マナーに気をつけ、近隣の迷惑とならないように注意を促す必要があります。

②屋内禁煙

建物内の喫煙場所が1か所もないことをいいます。屋内に喫煙所を設置する場合は、喫煙所以外での喫煙を禁止します。

(2) 施設・区域等別の取組方針

施設・区域等の区分は、健康増進法の一部を改正する法律第6章受動喫煙防止第29条「特定施設等における喫煙の禁止等」労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2に規定する「受動喫煙の防止」を対象とします。

また、受動喫煙の機会を減少させるため、施設・区域等における主な利用目的や利用者に応じた取組方針を次のとおりとします。

	施設・区域等の区分	対象となる施設・区域の例	考 え 方	とるべき措置
第一種施設	官公庁、健康増進関連施設等、公共性の高い施設	官公庁施設（庁舎のほか、市民会館、公民館、健康管理センター等、官公庁が管理・運営する施設） 医療機関（病院、診療所、薬局）	公共性が高く、誰もが日常生活で利用せざるを得ない施設であるため、たばこの煙から利用者を守る必要がある。また、健康の維持・増進のために利用する施設は、その設立の趣旨から受動喫煙対策の徹底が必要である。	敷地内禁煙（屋外で喫煙場所設置を設置しないように努めること）

第一種施設	子どもや妊産婦、健康影響が大きい者が利用する施設	学校（幼稚園、小、中学校、高等学校、大学、専修学校等）	子どもや未成年者が利用する施設や有病者等が診察や治療のために利用する施設については、特に配慮が必要である。	敷地内禁煙（屋外喫煙場所を設置しないこと）
		児童福祉施設（保育園、認定こども園）等		
第二種施設	第一種施設以外の施設	運動施設（体育館、スポーツ施設等）、老人福祉施設、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送用船舶、旅客運送業自動車、鉄道、駅、観光施設、スーパー、小売店、図書館、美術館、理容・美容、金融機関等	多数の人が利用する施設であり、配慮が必要である。	原則屋内禁煙（喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置可）
第二種施設	飲食店のうち既存の経営規模の小さな飲食店	個人または中小企業が経営し、客席面積が100㎡以下	多数の人が利用する施設であり、配慮が必要である。	喫煙可能な場所であると掲示したうえで店内での喫煙可能。客・従業員ともに20歳未満は入ることはできない
喫煙目的施設	喫煙を主目的とする施設	喫煙を目的とするバー、スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所	多数の人が利用する施設であり、配慮が必要である。	施設内で喫煙可能。（喫煙可能な場所であると掲示する。客・従業員ともに20歳未満は入ることはできない）

屋外や家庭	屋外や家庭など	屋外（公園、遊園地、通学路等）家庭	子どもや患者等、人が集まる場所や近くにいる場所などでは喫煙しないよう配慮すること	喫煙する時はできるだけ周りに人がいない場所で喫煙すること。
		各種イベントや大会の会場等		

○「対象となる施設・区域の例」は、わかりやすくするため、健康増進法及び国の通知に記載されているものに追加したものがああります。

（3）敷地内禁煙又は屋内禁煙喫煙室または喫煙所について

受動喫煙防止のためには敷地内禁煙または屋内禁煙が求められていますが、全面的な禁煙が困難な場合もあります。第一種施設は屋外喫煙所、第二種施設は一部施設を除き、喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置が必要になります。

措置	事業所の業種	要件	出入口が面している場所	措置を講じた区域で喫煙以外（飲食等）が可能か
喫煙専用室	すべて	入り口における風速が0.2m/s以上（かつ非喫煙区域と隔離された室）	屋内	不可
屋外喫煙所	すべて	屋外喫煙所における喫煙により、当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しない	屋外	不可
喫煙室・屋外喫煙所以外の措置（換気措置等）	宿泊業・飲食業のみ	措置を講じた区域において ①必要換気量70.3×（座席）m ³ /h以上 または ②粉じん濃度が申請前0.15mg/m ³ 以上の時、申請を講じて0.15mg/m ³ 以下とする	—	可能

【段階的な措置】

2019年1月24日施行	屋外や家庭での喫煙を行う場合には周囲の状況に配慮する。
2019年4月1日施行	市内すべての公共施設建物内および敷地内禁煙を実施する。 ※公共施設には公園、運動広場等の屋外施設、公用車等も含まれる。また、駐車場などの敷地内では車内の喫煙も不可とする。
2019年7月1日施行	4月1日施行以外の第1種施設の敷地内禁煙を実施する。
2020年4月1日施行	第2種施設の原則屋内禁煙を実施する。 ※飲食店のうち既存の経営規模の小さな飲食店は経過措置となる

5 受動喫煙防止の環境づくりのための各機関の役割

受動喫煙防止対策を推進していくためには、市全体で取り組む機運を醸成することが重要であり、それぞれの立場で次のような事項について、積極的に取り組む必要があります。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携・協力しながら、受動喫煙防止対策についての普及啓発を行う。 施設、屋外における具体的な取組事例について周知を図る。 公共施設、観光地、職場における受動喫煙防止対策を推進する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する受動喫煙防止対策を実施する。 従業員の健康の保持・増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。 自己の施設の受動喫煙の取組みについて、積極的に情報提供を行う。 (例：広告を行う際に禁煙であること等の情報を掲載する)
医療機関 医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙や受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。 たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深める。 喫煙者は、自分の副流煙・呼出煙が周囲の者に悪影響を与えていることを認識し、たばこを吸わない人に対する受動喫煙防止のための配慮を行う。

6 今後のガイドラインの見直し等について

ガイドライン策定後、法律や国の施策等が変更となった場合は、随時ガイドラインの見直しを検討するものとします。

◇ 資料編 ◇

1 表示の例

利用者の意図しない受動喫煙を防止するため、受動喫煙防止対策の実施状況（各施設等の環境）について、表示するようにしましょう。



2 分煙に関する支援事業

平成30年度現在、受動喫煙防止対策を進めるために支援事業は次のとおりです。

【予算措置等】

① 飲食店等における中小企業の事業主が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その助成を行う

- ・ 助成率 1 / 2（飲食店は 2 / 3）、上限金額あり

② 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置における支援を行う。

【税制上の措置】

③ 中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。